

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立由井第三小学校

校長名 筒井 泰行 公印

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標（令和6年度の重点目標は◎）

- ◎人と自然が共生できる力を培う。〔ともになかよく（徳）〕
- ◎生涯学び続ける力と態度を養う。〔たのしく学ぶ（知）〕
- ◎共に学び合い磨き合える、強い体力と気力を育てる。〔元気な子（体）〕

（2）特別支援学級の教育目標

- 社会の一員としての自立に向けて、児童一人ひとりの実態に応じて、基本的な生活習慣や基礎的な学力を身に付けさせ、自分をより良く伸ばそうとする、心身共に健康な児童の育成をめざす。
- ◎友だちを思いやり、仲良くする心情・態度を養う。（令和6年度の重点目標）
 - ◎生活に必要な基礎的な学力を身に付けさせるとともに、基礎体力の備わった健康な体をつくる。
 - ◎毎日の生活や様々な体験を通して、基本的な生活習慣を身に付けさせる。

（3）学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

教育目標を達成するための基本方針として、徳・知・体・食育の指導とともに、カリキュラム・マネジメントを充実させ、言語環境の整備や言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の育成を行う。また、夢大地の取組として、学校・家庭・地域の三者で協働した自然観察・農業体験・地域伝統芸能習得活動を、本校の特色ある教育活動と位置付け、社会に開かれた教育課程を実践する。これらを通し、主体的・対話的で深い学びと自尊感情の高揚を目指す。さらに、本学級の児童の実態を踏まえ、生活習慣の確立等をめざして次のように具現化していく。

ア 思いやりの心と態度を育成するために、人権尊重の精神に基づき、学校の教育活動全体を通して、自他の生命や心情を大切にする資質を培う。

- ①学級集団の中で、友だちと仲良くするための言葉遣いや態度を考えさせていくことを通して、友だちを思いやる優しい気持ちを育てる。いじめや不登校の防止につながる学級運営を行う。
- ②通常の学級との交流及び共同学習では、個々の児童の実態に応じ、各教科・給食指導等を通して、弾力的かつ効果的にすすめ、児童相互の理解を深めさせる。
- ③市内の他の特別支援学級・学校との交流活動を通して、児童相互の理解を深め、共に生きる力を育てる。

イ 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、基本的な生活習慣や基礎・基本の学習の定着を図るために、学校生活支援シート、個別指導計画に基づいた指導を進める。

- ①八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の将来を見据え、児童一人ひとりの発達段階や特性、保護者の願いを基に学校生活支援シート、個別指導計画を作成して、個に応じた指導や小集団指導を充実させ、教材・教具を工夫し指導法の改善を図る。
- ②学校生活の様々な場面を通して、身の回りのことを自分でできるように、学級担任が家庭、指導補助員、学校サポーター、講師等とも連携し、指導する。このことにより、基本的な生活習慣の確立を図る。

ウ 自己の健康や体力の状況に目を向けさせ、日常生活に必要な知識を身に付けるとともに、自らの健康増進と体力の増強及びたくましい心を養おうとする態度を育てる。

- ①児童の運動面での障害の特性や発達段階の的確な把握に努め、意図的かつ計画的な体力づくりを進める。
- ②偏食・食物アレルギーなど、児童の実態を踏まえ、自ら食生活について考えることができる素地を養う。

エ いじめ総合対策を踏まえ、いじめの防止等の取組を効果的に実行する。

- ①継続的な指導によっていじめや暴力は絶対に許されないという心情を育てるとともに問題意識を高め、自他の生命や心情を大切に行動がとれる児童を育成する。

オ 不登校児童のための環境整備や個々の状況に応じた必要な支援を行う。

- ①学級の中に児童が安心して過ごせる場所を確保し、児童個々の状況に応じた様々な支援を継続的に行う。

カ 小中一貫教育グループの児童・生徒の実態や地域・保護者の願いを踏まえた『9年間で育てたい児童・生徒像』及び『義務教育修了段階において育成すべき生徒像』

- ①由井中学校グループ（由井中・由井第二小・由井第三小・片倉台小）

知「基礎的な学力を習得する」徳「自他共の生命を尊重する」体「健康な心と体をつくる」

自分で考え判断し行動できる生徒・社会に貢献できる生徒・夢をもって挑戦できる生徒

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①一人ひとりの発達段階に合わせた教材を準備し、能力・個性に応じたきめ細かい指導を行うことにより、児童が意欲的に学習する態度を育てる。授業改善に日々取り組み、視覚化した分かりやすい教材を用いて学習を進めることにより、自分や友だちの意見を共有することで、主体的・対話的で深い学びの実現をめざす。
- ②ことば、文字、数などの指導を通して、生活に必要な基礎的な学力を身に付けさせ、日常生活でも活用していけるようにする。
- ③多様な学び方を支えるために、体験と知識の融合を図ったり、学習課題の共有化や学習活動の焦点化、学習課題に対する思考を視覚化したりして、1人1台の学習用端末やICT機器の特性を活かした授業を行う。
- ④体育科では、歩・走・跳の運動や器械・器具・用具を使った運動、水の中での運動において、遊びの要素を取り入れる等の工夫をし、基礎体力と運動能力の向上を図るとともに、最後までやり抜く態度を育てる。
- ⑤音楽科では、手遊び歌やリズム打ち、合奏等を通して児童に豊かな表現力を身に付けさせる。
- ⑥第1学年との交流会では、自己紹介やゲームでの交流、第3学年との交流会では、障害理解やボッチャ体験などを行う。
- ⑦児童の英語への関心・意欲を高めるとともに、外国語指導補助手（ALT）との連携を図りながら、英語を用いた積極的なコミュニケーションの態度を育て、初歩的な英語の能力を養うようにする。
- ⑧外国と日本との生活・習慣・行事の違い等、異なる文化について理解させる。

イ 総合的な学習の時間

- ①学級園で植物を育てる等の体験的な学習を通して、作物が育っていく過程を知り、食に対しての興味及び食を大切にする心情をもたせる。また自分たちの生活圏「八王子市」の調べ学習を通して、楽しく意欲的に学ぶ態度を育てる。
- ②学校図書館や学習用端末を活用した調べ学習を取り入れ、調べたことを絵や言葉で表現し相手に分かるように伝える力を育てる。
- ③キャリア教育の一環として、第6学年の和太鼓や箏体験の学習では、地域の人々から学び、生き方を知り、主体的に関わろうとする態度を育てる。

ウ 特別活動

- ①学級の係、当番活動を通して、集団の中の一人としての役割を果たすとともに、仲良く助け合って仕事をする態度を育てる。
- ②クラブ活動や委員会活動を通して、通常の学級の児童との交流を図りながら、仲間意識をもたせる。
- ③学校行事や児童会活動などに参加し、集団の中での望ましい行動の仕方や友達との接し方を体得させる。また、児童に協力して活動していく喜びや達成感をもたせ、集団の一員としての所属感を高める指導を行い、自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高くもたせる。
- ④高学年においては、通常級との集団宿泊的行事への参加に向けて、事前学習に参加したり、生活単元学習を通して見通しをもたせたり、繰り返し練習をしたりする。

エ 自立活動

- ①言葉によるコミュニケーションの能力を育て、意思の相互伝達に必要な基本的な能力を身に付けさせ、良好な人間関係を形成する力を育む。
- ②図画工作科や作業的な学習を通して、集中力や手指の巧緻性を高め、作業が安全にできる力を養う。
- ③生活単元学習や日常生活の指導に絡めて、生活のリズムや生活習慣の形成に留意する指導を行い、児童の良好な健康状態、心身状態の維持・改善に努める。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①教育活動全体を通した道徳教育の中で、「親切・思いやり」「生命の尊さ」を考える指導を推進する。
- ②道徳授業地区公開講座を開催し、道徳授業を公開すると共に講師を招へいた意見交換会を通して道徳的実践力について地域保護者と考える機会をもつ。さらに毎月1回、「こころの日」を設定し、命や人権の大切さなどについて発達段階に応じて学級で話し合う時間を設ける。

(3) キャリア教育

- ①「はじおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら学校と家庭との連携を深め、児童一人ひとりの可能性・将来性を見通した進路指導を行う。進路選択については、研修会等を通して得る特別支援学校等からの情報を活用し、児童の能力・適性や進路希望等に基づいて指導・助言する。
- ②将来の自立に向けて、児童一人ひとりの特性を把握し、発達段階を考慮するとともに、見通しをもって指導を進める。
- ③学級の係や当番活動を通して、自らの役割や責任を果たすことができるよう、ガイダンス機能の充実に努め、児童が自己の良さを活かすことができるようにする。

(4) 生活指導

ア 生活指導

- ①集団活動を通して、児童に基本的な行動の仕方や学校生活のきまりを守る態度、友だちとの接し方を身に付けさせる。
- ②生命の尊さや健康安全について指導し学校内外における安全指導を図り、安全で楽しい学校生活を過ごさせる。
- ③S N S 由井第三小ルールを児童・保護者に周知し、場面に即した情報モラル教育を推進する。
- ④家庭や地域と連携し、身近自立の力の伸長、基本的な生活習慣の確立、安全に登下校できる力を育てる。
- ⑤セーフティ教室、避難訓練、交通安全指導等を通して、さまざまな危険から自分の身を守ろうとする安全の意識を培う。
- ⑥児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために「『生命（いのち）の安全教育』の手引き」を基に、全学年で発達段階に応じた指導を行う。また全児童に対し、学期に1回、相談先や相談方法について周知する。

イ いじめ防止等の取組

- ①いじめ対応のための時間を毎週1回確保する。各教員が「気になる児童」に関して情報発信する時間を保障することで、「些細なことでも共有する」体制を構築する。また、児童理解のスキルアップや、児童が楽しいと思える学級づくりの研修等、いじめの未然防止につながる取り組みも行う。
- ②「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、保護者とも連携して児童の生命尊重に対する意識を醸成する。

ウ 不登校児童への支援等

- ①不登校を未然に防ぐために、学校と家庭、またスクールカウンセラーや登校支援コーディネーターとの連携を密に取り、相談しやすい環境を作り、多面的なアプローチを探っていく。

(5) 特色ある教育活動

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①交流及び共同学習で通常の学級の児童と共に活動することを通して、集団生活に参加する喜びや社会性をもたせる。たてわり班活動を通して他学年の児童と仲良く協力しようとする態度を育てる。
- ②一人ひとりの障害の状態や発達段階を的確に捉え、学校生活支援シート、個別指導計画に基づき学校の教育活動全体を通して適切に指導するとともに、連絡帳のやり取りや個人面談を通して家庭との連携を図る。
- ③近隣校の特別支援学級への訪問学習を通して、他校の友だちとの交流を深め、社会性の伸長を図る。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

由井中学校グループ（由井中・由井第二小・由井第三小・片倉台小）

- （取組1）あいさつ運動週間に一定期間一斉に取り組み、地域社会にあいさつを根付かせ、連帯を深める。
- （取組2）市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取組内容を共有し、学力定着プロジェクトチームを中心に各教科における学習用端末の活用や指導法の情報交換によりグループとしての授業力向上に努める。
- （取組3）グループ校合同のテーマ別分科会（生活指導、特別支援、特別活動等）において、小・中がそれぞれの視点から児童・生徒理解に関する情報を共有し、9年間にわたった成長を見守る
- （取組4）地域社会と連携した社会貢献活動（CC大作戦）を行い、防災教育にも取り組ませ、地域の一員としての自覚を育てる。

ウ 学力向上の取組

- ①児童に身に付けさせるべき資質・能力を明らかにしたうえで、1人1台の学習用端末や、東京ベーシック・ドリル、八王子ベーシック・ドリル等を活用した補習指導を行い、算数科の基礎的知識・技能の確実な習得を図る。

エ その他

- ①学習用端末を日常的に活用させることで、端末を文房具のように使いこなせるICT活用能力を高める。学習課題に対して児童がお互いの考えを伝え合い、学びを深めていく対話的な学びを常に行い、共に学びを深める力を養う。
- ②教員のICT活用技能を高めるための研修を、計画的に行う。
- ③毎月1回、「こころの日」を設定し、命や人権の大切さなど発達段階に応じて話し合う時間を設ける。
- ④校外学習、買い物学習、調理学習等、多様な生活体験学習を通して意欲的に学習できるようにする。
- ⑤学校行事をオンライン配信する環境を整え、各家庭や地域に対して教育活動の公開を保障していくとともに、今後も起こりえる感染症拡大時や災害時にオンラインで学習を進めたり、安否を確認したりする仕組みを構築する。
- ⑥日本の伝統・文化理解教育については和太鼓・箏・座禅等を「由井第三小学校2020レガシー」として位置付け、日本の伝統文化の良さを体験し発信する活動を継続する。
- ⑦本校のこれまでの研究成果である思考ツールの活用に学習用端末を取り入れ、児童の思考が視覚化できるように研修を積み、教師と児童や児童同士の意見交換ができるようにする。
- ⑧児童の実態に応じて、通常学級との教科交流を深め、コミュニケーション能力を育む。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	15	203
2	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	15	203
3	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	15	203
4	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	15	203
5	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	16	204
6	16	21	20	15	2	19	22	20	18	17	18	15	203
備 考	・第1学年から第4学年は卒業式に出席しないので、3月の授業日数が1日減となる。 ・第6学年は修了式に出席しないため、3月の授業日数が1日減となる。 ・夏季休業日は7月21日（日）から8月28日（水）までとする。 ・開校記念日の5月15日（水）、都民の日の10月1日（火）は授業日とする。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

①各教科

教科名 \ 学年		1	2	3	4	5	6
各教科	国 語	0	0	0	0	0	0
	社 会			0	0	0	0
	算 数	0	0	0	0	0	0
	理 科			0	0	0	0
	生 活	0	0				
	音 楽	0	0	0	0	0	0
	図 画 工 作	0	0	0	0	0	0
	家 庭					0	0
	体 育	0	0	0	0	0	0
	外 国 語					0	0
行う特別支援学校の児童に対する教育を	内 容						
	生活	身辺生活の処理 きまりを守る 手伝い 役割分担 公共施設の利用 等	0	0	0	0	0
	国語	発音 文字の読み書き 応答漢字 物の名前 意思の伝達 文章の読み 物語の読解 作文 読み聞かせ 等	185	185	180	180	175
	算数	数の計算（加・減・乗・除法） 重さ・長さ・かさ・広さの理解	145	145	165	165	170
	音楽	歌唱 合奏 手遊び歌 鑑賞 身体表現 等	70	70	70	70	70
	図画工作	絵画 工作 粘土 切る 共同作品 染める 折る作品を鑑賞し合う 等	70	70	70	70	70
	体育	基本的な運動と集団行動 走る 跳ぶ 鉄棒 水泳なわとび ボール運動 等	105	105	105	105	105
小計			575	575	590	590	590

②特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内容	学年	1	2	3	4	5	6
特別の教科 道徳	善悪の判断 正直・誠実 親切・思いやり 礼儀 規則の尊重 生命の尊さ 等		3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
外国語活動	外国語音声や基本的表現に慣れる コミュニケーションを図る (挨拶 自己紹介等)				1 5	1 5	2 0	2 0
総合的な学習の時間	野菜や花の栽培 地域の探検 伝統芸能習得活動(6年交流) 等				4 0	5 0	5 0	5 0
特別活動	学級のきまりや生活上の問題の話し合い 係り活動 学校図書館の利用 等		4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
自立活動	手・指の巧緻性 健康の保持 コミュニケーション能力の育成 (各教科等を合わせた指導で行う)		0	0	0	0	0	0
小 計			7 4	7 5	1 3 0	1 4 0	1 4 5	1 4 5

③各教科等を合わせた指導

指導の形態	内容	学年	1	2	3	4	5	6
日常生活の指導	基本的生活習慣の確立 集団生活のきまり等		7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
遊 び の 指 導			0	0				
生活単元学習	校外学習 都道府県の学習 身近な自然 昔遊びなどの伝承体験活動 季節的行事 お楽しみ会 簡単なルールのあるゲーム 英語活動 指先の器用性を向上させる活動 買い物学習 交流学習 調理学習 等		1 3 1	1 9 0	1 9 0	2 1 5	2 1 0	2 1 0
小 計			2 0 1	2 6 0	2 6 0	2 8 5	2 8 0	2 8 0

④年間総授業時数 (①+②+③)

学 年	1	2	3	4	5	6
年 間 総 授 業 時 数	8 5 0	9 1 0	9 8 0	1015	1015	1015
備 考	ア 1単位時間 1単位時間は45分とする イ 特別活動(児童会集会活動、クラブ活動、委員会活動) 月曜日に実施する委員会活動は 1単位時間45分間、クラブ活動は 1単位時間60分間(11回)で行う。 ウ その他 自立活動は学校の教育活動全体を通して効果的に実施していく。					